



全ト協発第596号(企)  
平成27年3月16日

都道府県トラック協会  
会 長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会 長 星 野 良 三



## 新規参入時の事前チェックの強化について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新規参入時における事前チェックの強化につきましては、平成26年5月に、全ト協は国土交通省自動車局長に「新規許可手続要件の見直し等に関する要望書」を提出し、国土交通省においては、「トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者懇談会」の議論を踏まえ、トラック産業における適切な市場を整備していくための取り組みが整理され、その具体的取組の一つとして、新規参入時における事前チェックの強化を図るため、事業許可等の処理に関する通達が改正されることとなりました。(※改正通達の施行日は平成27年6月1日)

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、改正内容について、貴協会傘下会員事業者へ周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

### 1. 改正概要

別紙のとおり

### 2. 添付書類

- (1) 平成27年3月9日付国自貨第84号の2「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の一部改正について
- (2) 平成27年3月9日付国自貨第85号の2「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について」の一部改正について
- (3) 参考資料：新規事業許可から事業開始までの流れ（改正内容記載）

以 上

◇本件お問い合わせ先

企画部 小山・小川・本間・津村

電話:03-3354-1037 FAX:03-3354-1019



## ＜改正の概要＞

### （１）許可に付す条件の追加

運輸開始前に運行管理者・整備管理者の選任届を提出する旨の条件を追加。（処理方針に明記）

### （２）運輸開始前に許可に付された条件等の遵守状況の報告

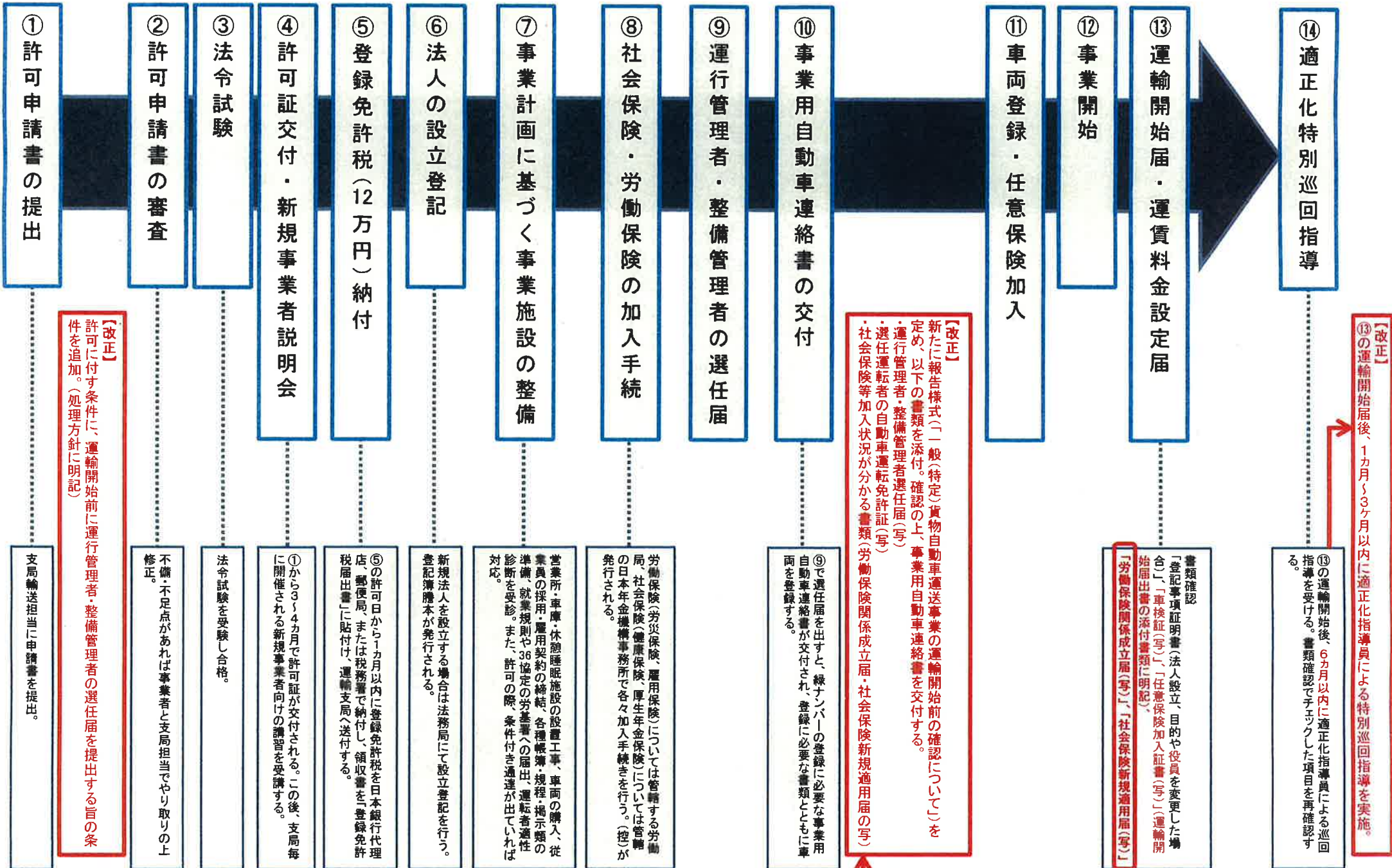
運輸開始前に提出する報告様式（「一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について」）を新たに制定。この報告様式を提出する際に、①運行管理者・整備管理者選任届（写）、②選任運転者の自動車運転免許証（写）、③社会保険等に加入した員数が分かる書類を添付書類として提出。これらを確認した上で、事業用自動車連絡書（緑ナンバー）が交付される。

### （３）運輸開始後の特別巡回指導の強化

運輸開始から６ヵ月以内に実施していた特別巡回指導を、運輸開始の届出後１ヵ月以降３ヵ月以内とし、実施時期を前倒しする。

※施行日：平成２７年６月１日

# 新規事業許可から事業開始までの流れ



**【改正】**  
許可に付す条件に、運輸開始前に運行管理者・整備管理者の選任届を提出する旨の条件を追加。(処理方針に明記)

**【改正】**  
新たに報告様式(一般・特定)貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について(一)を定め、以下の書類を添付。確認の上、事業用自動車連絡書を交付する。  
・運行管理者・整備管理者選任届(写)  
・選任運転者の自動車運転免許証(写)  
・社会保険等加入状況が分かる書類(労働保険関係成立届、社会保険新規適用届の写)

**【改正】**  
⑬の運輸開始後、1カ月〜3ヶ月以内に適正化指導員による特別巡回指導を実施。